

議案第 28 号

七飯町パークゴルフ場条例の一部改正について

七飯町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

七飯町長 杉 原 太

七飯町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例

七飯町パークゴルフ場条例（平成 19 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条及び第 18 条関係）

区分	使用料			
	1 日（1 施設）	1 シーズン		用具の貸付（1 日）
町民	400 円	1 施設	14,400 円	200 円
		2 施設共通	18,000 円	
町民以外の者	700 円	2 施設共通	31,500 円	400 円

備考 別表に掲げる使用料の額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の額に相当する金額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 9 年 3 月 31 日までの間における 1 シーズン使用料に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の七飯町パークゴルフ場条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定の適用については、同表中「14,400 円」とあるのは「9,600 円」と、「18,000 円」とあるのは「12,400 円」と、「31,500 円」とあるのは「20,500 円」とする。この場合において、この条例の施行の日以後の使用に係る 1 シーズンの使用料は、同日前であっても、あらかじめ徴収するこ

とができる。

(令和10年3月31日までの間における1シーズン使用料に関する経過措置)

- 3 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における改正後の条例別表の規定の適用については、同表中「14,400円」とあるのは「12,000円」と、「18,000円」とあるのは「15,200円」と、「31,500円」とあるのは「26,000円」とする。この場合において、令和9年4月1日以後の使用に係る1シーズン使用料は、同日前であっても、あらかじめ徴収することができる。